

令和4年度（2022年度）吹田市立総合福祉会館運営審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年11月21日（月） 午後2時00分～午後3時20分
- 2 開催場所 吹田市立総合福祉会館 2階 第3会議室
- 3 出席者
＜出席委員＞4名
今村委員、奥谷委員、岸下委員、北嶋委員（五十音順）

＜欠席委員＞3名
辻委員、新居延委員、播本委員（五十音順）

＜事務局職員＞5名
大山達也（福祉部長）、安井克之（福祉部次長）、
藤原千景（総合福祉会館館長代理）、広瀬秀信（総合福祉会館主査）
中井紀美子（総合福祉会館主任）
- 4 傍聴者 なし
- 5 案件
(1) 会長・副会長の選出について
(2) 令和3年度 決算報告及び利用状況の報告について
(3) 総合福祉会館の大規模修繕と障がい者向け教室事業について
(4) 施設予約システムの導入について
(5) 公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置について
- 6 配布資料
資料1 令和3年度 決算報告
資料2 令和3年度 利用状況の報告
資料3 総合福祉会館の大規模修繕と障がい者向け教室事業について
資料4 吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案に対する意見募集について
参考資料1 令和4年度総合福祉会館が他部署等に貸室協力している状況
参考資料2 公衆無線LAN（Wi-Fi）の接続方法

【議事要旨】

- ・開催にあたり、福祉部長の挨拶
- ・委員、職員紹介

◇案件（１）会長・副会長の選出

（今村委員を会長、北嶋委員を副会長に選任）

◇案件（２）令和３年度 決算報告及び利用状況の報告について

…〔資料１〕と〔資料２〕

（令和３年度決算報告について）

会 長 ： 令和３年度決算報告について事務局より説明がありました。この件について御質問、御意見をお受けします。

委 員 ： 還付事業の０円についてお聞きしたい。

事務局 ： 令和２年度において介護給付費等の返還金が生じ、生活介護事業では介護給付費を国・大阪府から負担金として受けており、その一部（送迎加算）を誤って請求していたことが判明し、その金額を国・大阪府に返還する必要が生じました。誤って請求していた期間は平成２４年４月～令和２年６月ですが、時効の関係で返還した期間は平成２７年４月～令和２年６月の５年間です。返還については、令和２年度に完了しております。令和３年度にはなかったため、０円と記載しております。

委 員 ： 今後一切ないということはわかりました。やはり資料としては、予算と比較しての決算ではないかと思います。予算額と比較しての決算額を表記した資料の方が分かりやすいと思います。

事務局 ： 貴重な御意見ありがとうございます。次回の資料の参考とさせていただきます。

（令和３年度利用状況の報告について）

会 長 ： 引き続き、利用状況の報告がありました。この件について、御質問、意見をお受けします。

全委員 ： 異議なし

会 長 : 他に御質問等が無いようでしたら、令和３年度 決算報告及び利用状況の報告につきましては、終了することとします。

【総合福社会館の施設見学（1階・2階・5階）】

◇案件（3）総合福社会館の大規模修繕と障がい者向け教室事業について…[資料3]

（総合福社会館の大規模修繕について）

会 長 : 先ほどの施設見学に付随して総合福社会館の大規模修繕についての御意見、御質問をお受けします。

- 委 員 : ①令和８年度から１２年度にかけて４年間、修繕工事をするのは長すぎないか。
- ②福祉施設はもっと早く、手を加えるべきであり、費用はどれ位かかるのか。また概算はどれくらいみているのか。
- ③例えば建て替えということについては検討していないのか。

【①の質問について】

事務局 : ４年間ではなく令和８年度から１２年度の間のどこかで修繕するということとであり、この期間内で行いますということです。開始する年度はまだ決まっておりません。場合によっては、修繕箇所があまりにも多く、１年で終わらない場合もあり得ると思います。市全体として老朽化施設を多く抱えており、全体の調整を図りながら行う必要があります、我々としては令和８年度からと希望しており出来るだけ早く手を付けたいと考えております。

【②の質問について】

事務局 : 積算も予算についてもまだ行っておりません。総合福社会館だけでなく総合福社会館に配置されている各所管と、場合によっては隣の吹田市保健所との協議が必要であり、どこを修繕するか等、令和５年度に協議の予定をしております。

【③の質問について】

事務局 : 令和８年度から１２年度にかけて大規模修繕の計画が打診された後で、令和２年度に吹田市が中核市になったことにより、隣にある吹田保健所が大阪府から移管され吹田市の所有となりました。保健所も老朽化が著しく将来、建て替えが必要ではないかと言われております。場合によっては保健

所と総合福祉会館が一体的に建て替えを行うという考えも出てくるかと思っています。先にこの施設に配置されている各所管との調整も含めて保健所もどうするかなどを考慮しつつ、色々なパターンを視野に入れておく必要があります。建て替えについては市全体としての決定はなされておられません。

また保健所は大阪府から財産そのものを受け継いでいる関係で、10年間は建て替えることができません。令和2年4月に認可を受けているため、ちょうど大規模修繕の期間と重なり、大規模修繕を行わずに建て替えまで待って一緒に行くなど非常に悩ましい状態です。どんな機能を残すのかも含めて考えていく必要があります。

委員：今年の8月頃でしたか冷房設備が故障し、利用者には大変な迷惑が掛かったと思います。そうした部分については最低限やっていただかなくては、機能そのものが成り立っていないと思います。

委員：大規模修繕をされる前にもっと利用されている方の意見や希望を吸い上げてほしい。出来るだけの配慮をお願いします。

事務局：総合福祉会館ですので、バリアフリーを徹底して行い福祉に特化した施設のため、早い段階で利用者の御意見を聞き、時代に即したバリアフリーについても加味しながらしっかりとやっていきたいと思っています。

委員：やる限りは利用者の思いを受け取って、本当に利用者が使いやすい大規模修繕の計画をしてほしい。

（障がい者向け教室事業について）

会長：引き続き障がい者向け教室事業の説明が終わりました。この件について、御質問、御意見ををお願いします。

委員：障がい者向け教室事業は何が問題なのか。

事務局：資料3にも記載してありますとおり、新規の方や年齢の若い方の参加者が少なく、参加者が同じメンバーで固定されている状況と、視覚障がい者向けの教室については同一団体のメンバーが9割を占めている状況です。市報すいたや声のすいた、各図書館、事業所等にも声掛けを行い、チラシを配布しておりますが、人数が集まらない状況です。どうすれば新規の方が集ま

るかなどのアドバイスをいただきたいと思います。１１月に市役所で実施される令和４年度吹田市障がい者週間記念事業においてもポスターを作成しチラシも配架する予定です。

委員：市報すいたでは限界だと思う。社会福祉協議会で行っている施設連絡会は１００以上の団体があり、障がい者も含まれている。そういう施設連絡会を利用してはどうか。利用者数を増やすためにも社会福祉協議会と話しをされたらどうですか。

副会長：総合福社会館の職員の方々は、視覚障がい者向けの教室にはすごい努力をされている。広報については、先ほど委員のおっしゃった施設連絡会に繋がりを持つことは大きいことだと思います。施設にも目の不自由な方が仕事をされております。

視覚障がい者の若い方は平日の昼間は仕事を持っており、日中の活動に参加するのは難しいです。また、大広間では、目が不自由なので、靴の履き替えが大変です。その点も参加することが難しい要因だと思います。大規模修繕をされる時は、靴を脱がなくてよいフロアをお願いします。身体を動かすことは本当に望まれております。宣伝しすぎることはないのでもっと宣伝して下さい。

委員：総合福社会館は福祉施設なので協力を得やすいと思いますよ。

事務局：社会福祉協議会と連携を取らせていただき、施設連絡会にも協力を得て広報させていただくこと、また建て替えの件についても総合福社会館の中でよく考えて議論を行いたいと思います。また御協力の程よろしくをお願いします。

会長：他に御意見等が無いようなので、総合福社会館の大規模修繕と障がい者向け教室事業については、終了することとします。

◇案件（４）施設予約システムの導入について…[資料４]

会長：公共施設の予約システムに伴いましてパブリックコメントを募集しているということです。この件について御質問、御意見はございませんでしょうか。

委員：パブリックコメントは、同じ方が意見を提出するケースが多く、また限定されている。パブリックコメントをしたから、それだけで市民の意見を聞いたことにはならない。システムの導入となれば、やはり利用している方、利用している団体、特に高齢者の方々には丁寧に説明して欲しい。しっかりと利用者の方々の声を聞いてほしい。今の利用者が困ることのないように、利用者の声や意見を聞くことに価値があると思います。

事務局：総合福祉会館は、利用する方や登録されている団体の範囲が決まっており、その方たちには丁寧に説明をさせていただきます。この予約システムについては仮の予約で、本予約の場合は来館して頂くことになります。そういったところで、コミュニケーションをとりながらこのシステムについて皆さんに御理解をしていただき、浸透させていただけたらと思います。最終的には御自宅で来館せずにシステム予約ができるようになればと思っています。いきなりそこまで進むと利用者の方々も戸惑うと思いますので。我々も初めて導入するシステムということもあり、一旦はそういう形でさせていただきたいと思います。しっかりと今の利用者が困ることのないようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長：よろしくお願いいたします。他にございますか。

事務局：欠席されている委員より、意見を頂戴しております。

（欠席委員の意見の読み上げ）

「会場申し込みをもっと早くから受け付け、確保できるようにしていただきたいと思います。

すべての取り組みに早期からの会場確保が必要なわけではありませんが、講師を依頼しての取り組みや学校や作業所などに広く周知の必要のある取り組み、様々な講演を依頼する場合には、1か月前では支障があります。1団体に年間1～2回などと制限があっても構いませんので、御配慮願いたいと思います。」

委員：委員の意見はそのとおりだと思います。どこまで配慮できるかはありますけど。

事務局：今の御意見は予約システムに限ったことではなく、総合福祉会館では事前に予約ができる期間が規則で定まっており、設立当初にこのぐらいの期間

であればよいのではということで設定されたものと思います。運用面についても当時と同じで良いのか充分に検討し、変更するのであれば規則改正が必要となります。今回のパブリックコメントによる規則改正では期間については含まれておりません。

登録団体ごとにすべてを引き延ばすことは難しいですが、団体ごとにどういったことができるのかなども含めて検討させていただき、改めて皆様に報告させていただいて御意見を頂戴したいと思います。

会 長：ありがとうございます。他に御意見がないようですので、この案件については終了することとします。

◇案件（5）公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置について…[参考資料2]

会 長：事務局からの説明が終わりました。ただいまの件について、御質問、御意見等はございませんか。

全委員：（なし）

会 長：御質問等がないので、この案件につきましては、終了することとします。

◇その他

会 長：事務局より、他に何かございますか。

事務局：委員より、もう1件、意見を頂戴しております。

（欠席委員の意見の読み上げ）

「調理室での調理をしての利用を、人数制限などの制限があっても構いませんので、そろそろ利用できるようにしていただけると助かります。」

事務局：新型コロナウイルス感染状況がまだ収まっておらず、食材を触る事、飲食を伴うことも考慮し、総合福祉会館では現在、市が主催しております公的なものしか使用許可を出しておりません。新型コロナウイルス感染状況が収束しましたら、調理室の貸出しを行いたいと思います。

委 員 : 公民館でも調理室の使用はまだ許可していない。当然、そうせざるを得ないのでではと思いますよ。

事務局 : ありがとうございます。今しばらく、調理室の使用は見合わせたく、意見をいただいた委員にもその旨をお伝えしたいと思います。

会 長 : 事務局の方で何かございますか。

事務局 : (サニタリーボックス設置の報告)

会 長 : ありがとうございました。他に連絡事項がございますか。無いようなので、本日の運営審議会を閉会します。長時間御協力いただき、ありがとうございました。

以上